

平成 2 6 年

上尾市教育委員会 9 月定例会 議案

## 議 案 名

議案第 4 3 号	上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定 について -----	1
議案第 4 4 号	上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の制定 について -----	2
議案第 4 5 号	上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の制定について---	4
議案第 4 6 号	平成 2 7 年度当初教職員人事異動の方針について-----	6

## 議案第 4 3 号

上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市図書館規則の一部を改正する規則

上尾市図書館規則（平成 1 8 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 上尾市図書館上平公民館図書室の項位置の欄中「上尾市大字南 7 5 番地 1」を「上尾市上平中央三丁目 3 1 番地 5」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

## 提案理由

上平第三特定土地区画整理事業の換地処分により、区画整理地内に設置される上尾市図書館上平公民館図書室の所在地が変更となるため、上尾市図書館規則の一部を改正する。

## 議案第44号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の制定について  
上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則を次のように定める。

平成26年9月25日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年上尾市条例第24号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第5条第3項の規定により上尾市教育委員会が委嘱し、又は任命する委員は、別表に掲げる職にある者のほか、上尾市教育委員会が必要と認める者とする。

(会議)

第3条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、毎年度、3回これを招集する。

3 臨時会議は、必要がある場合において、これを招集する。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(平成26年度における協議会の定例会議の招集の特例)

2 平成26年度において協議会の定例会議を招集する場合にあっては、第3条第2項中「3回」とあるのは「2回」とする。

別表（第2条関係）

総務部総務課長	子ども未来部子ども・若者相談センター所長	子ども未来部青少年課長	子ども未来部少年愛護センター所長	市民生活部人権男女共同参画課長	埼玉県中央児童相談所虐待・相談担当課長	上尾警察署生活安全課長	上尾市生徒指導推進協議会長	上尾市青少年育成連合会長	上尾市区長会連合会長	上尾市PTA連合会長	上尾市小学校長会長	上尾市中学校長会長
---------	----------------------	-------------	------------------	-----------------	---------------------	-------------	---------------	--------------	------------	------------	-----------	-----------

提案理由

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定に伴い、上尾市いじめ対策連絡協議会の運営に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

## 議案第 4 5 号

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の制定について  
上尾市いじめ問題調査委員会運営規則を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成 2 6 年上尾市条例第 2 4 号。以下「条例」という。）第 1 8 条において準用する条例第 1 0 条の規定に基づき、上尾市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査)

第 2 条 委員会は、条例第 1 2 条の規定により調査を行う場合において、事実関係を明確にするため必要があるときは、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、当該事案に関係する上尾市立の小学校又は中学校、児童若しくは生徒又はその保護者その他の関係者（次項において「関係者等」という。）から事情を聴取するものとする。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、関係者等に対し、調査に必要な書類、電磁的記録その他の物件の提出を求めることができる。

3 委員会は、前 2 項の場合において、その対象が未成年者であるときは、その心情に配慮し、適切な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会の委員及び教育委員会事務局並びに上尾市立の小学校及び中学校の職員その他の上尾市職員は、委員会が行う調査に協力するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会は、条例第 4 条に規定する基本方針に基づき調査を行うものとする。

(調査結果の報告)

第 3 条 委員会は、委員会における調査の結果を教育委員会に報告する。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員長が委員会に諮って、会議を公開し、又は必要と認められる者に会議を傍聴させることができる。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定に伴い、上尾市いじめ問題調査委員会の運営に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

## 議案第 4 6 号

平成 2 7 年度当初教職員人事異動の方針について

平成 2 7 年度当初教職員人事異動の方針について、下記のとおり定める。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

平成 2 7 年度当初教職員人事異動の方針

平成 2 6 年 9 月 日

上尾市教育委員会決定

### 1 基本方針

埼玉県教育委員会の「平成 2 7 年度当初教職員人事異動の方針について」（以下「県教育委員会の方針」という。）に基づき、本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。そのために、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に適正な異動を推進する。

### 2 実施要項

県教育委員会の方針にそって実施するが、特に次のことについて配慮して行う。

- (1) 退職については「職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年埼玉県条例第 4 号）」に定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図る。
- (3) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先する。
- (5) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (6) 学校の気風の刷新を図り、教職員の職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者は、積極的に異動を行う。
- (7) 学校の活性化を図るため、広域的視野に立った人事を積極的に行う。



## 1 退職について

- (1) 定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 平成27年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勧奨条項を適用する。なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、平成26年12月8日とする。

## 2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、本人の意向を把握し、人事異動の方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 同一校在職3年未満の者については、原則として異動は行わない。また、妊娠中及び産休・育休等を取得中の者、休職中の者についても原則として異動を行わない。
- (4) 教職員の異動については、性別・年齢・職務経験・免許教科（中学校）等を考慮し、教職員組織の充実と学校相互の均衡化を図るため、計画的に推進する。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数等に留意し、計画的、積極的な異動を行う。
- (7) 新採用の者については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (8) 学校の気風の刷新を図り、教職員の職務経験を豊かにするため、同一

校在職7年以上の者については、積極的に異動を行う。

(9) 過員を調整するための異動については、優先して行う。また、小・中学校間の異動について、資格及び特性等を考慮して行う。

(10) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理を図るため、同一校における勤務年数等を考慮して行う。なお、同一校での校長・教頭の同時異動は避けるように努める。

### 3 長期的展望に立った人事異動計画の立案について

教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

#### 提案理由

平成27年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針及び細部事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第48号

上尾市教育委員会教育長の任命について

上尾市教育委員会教育長に、下記の者を任命する。

平成26年9月25日提出

上尾市教育委員会委員長 細野 宏 道

記

氏名	住所	役職等
おかの 岡野 栄二	春日部市 在住	上尾市教育委員会委員 (平成18年10月1日～平成30年9月30日) 上尾市教育委員会教育長(現在の任期) (平成18年10月2日～平成26年9月30日)

提案理由

平成26年10月1日付にて上尾市教育委員会委員として再任される上尾市教育委員会教育長岡野栄二氏を地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第2項の規定に基づき、再び任命したいので、この案を提出する。